

添付法令資料 3 :

労働市場情報システムに関する2024年2月26日付インドネシア共和国労働大臣規則

No. 5 (目次)

同月 29 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	労働市場情報システムにおける情報の種類 (第 3 条ないし第 10 条)
第 3 章	労働市場情報システムのデータ
第 1 節	通則 (第 11 条)
第 2 節	収集、管理及び更新 (第 12 条ないし第 14 条)
第 4 章	労働市場情報システムの利用者 (第 15 条及び第 16 条)
第 5 章	労働市場情報システムのデータ及び情報の安全管理 (第 17 条)
第 6 章	地方政府の役割 (第 18 条及び第 19 条)
第 7 章	資金源 (第 20 条)
第 8 章	終則 (第 21 条)